平成２９年（フ）第３１２号
愛知県刈谷市野田町陣戸池101番地１　サンタウンＡ棟101号、前住所愛知県刈谷市野田町新上納51番地１　ベルドミールＤ301号
債務者　佐藤　美和
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1579番地の１
債務者　広畑等こと　**廣**畑　　等
１　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１１４２号
さいたま市北区宮原町３丁目447番地　シティハイムマキ201
債務者　宮原美和子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
宮城県登米市迫町北方字八ノ森54番地
債務者　上野　　誠
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第７６号
長崎県大村市荒平町1538番地７
債務者　嶋　　数浩
１　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
北海道旭川市忠和１条５丁目２番１号　レオパレス忠和106
債務者　杉本　一史
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９５号
北海道旭川市永山10条12丁目２番20号　フィデール203
債務者　西里真貴子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６５１号
大阪市城東区古市１丁目14番７―206号
債務者　國嶋　　薫
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２５号
大阪府門真市小路町１番12―304号
債務者　平野　誠子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９９号
大阪市城東区新喜多東２丁目３番28―205号
債務者　小林　玲子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８８４号
大阪府東大阪市西岩田１丁目８番９号、前住所大阪府八尾市泉町２丁目35番地の３　ビライト101号
債務者　入江　一弘
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９号
沖縄県うるま市字赤道18番地１　知名アパートＡ―８
債務者　桃原　末子
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第４２２号
千葉県船橋市湊町２丁目2720番地34アーバンヒルズ船橋307号
破産者　有限会社日向建創
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目７番地４　ピアジオ東簗瀬307、開始決定時の住所栃木県宇都宮市本丸町11番14号
破産者　樋口　昭夫
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４１号
千葉市花見川区幕張町５丁目447番地
破産者　田辺建設株式会社
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４２号
千葉市美浜区幕張西６丁目23番地５
破産者　田邉　　弘
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係